施設にて、
収入印紙を
貼付願います。

福祉サービス第三者評価契約書

○○○（以下「事業者」という。）と社会福祉法人岩手県社会福祉協議会（以下、「当協議会」という。）とは、福祉サービス第三者評価（以下、「第三者評価」という。）を実施するに当たり、次のとおり契約を締結する。

（本契約の目的）
第1条 この契約は事業者と当協議会が公正かつ円滑な関係を保持し、紛争を予防することを目的とする。

（第三者評価の実施）
第2条 当協議会は事業者から第三者評価の申し込みを受け、これを受諾した。
2 この契約における第三者評価とは、当協議会が定める福祉サービス第三者評価事業実施要領（以下、「要領」という。）に基づくものとする。
3 事業者は、当協議会に第三者評価の業務に必要な資料を提供するほか、円滑な業務遂行に協力するものとする。

（契約の期間）
第３条 この契約の期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までとする。

（対象事業所）
第４条 この第三者契約における第三者評価の対象事業所は次のとおりとする。
○○○

（契約金額）
第５条 この評価の契約金額は、次のとおりとする。
○○○円

（料金の支払い）
第６条 事業者は、第三者評価が完了し当協議会から料金の請求を受けたときは、60日以内に料金を支払うものとする。
２ 支払期日において、料金の支払いがなされなかった場合、当協議会は、支払期日の翌日から支払完了の日までの日数に応じて年率 10.75％の割合で計算した遅延利息を請求できるものとする。

（契約の変更）
第７条 当協議会及び事業者は、双方協議の上で、この契約の変更又は履行を一時停止できるものとする。
２ 前項の規定により契約金額を変更するときは、双方の協議の上で定めるものとする。

（契約の解除）

第８条　当協議会及び事業者は、双方協議の上で、この契約を解除することができるものとする。

２　前項の場合に、既に実施した業務費用の算定及び請求支払いについては、双方協議の上で決定するものとする。

（協議事項）

第９条　この契約に疑義が生じた場合、又はこの契約に定められていない事項が生じた場合には、当協議会と事業者は誠意をもって協議の上、解決に努めるものとする。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、当協議会及び事業者が記名捺印の上、それぞれが各１通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

住　　所
事業者名
代表者氏名

福祉サービス第三者評価機関認証番号　岩手県第２号
社会的養護関係施設第三者評価機関認証番号　［2407-002-01］
岩手県盛岡市三本柳８地割１番３
社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
会　長　　桑島　　博